

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地、家屋以外に償却資産についても課税されます。熊本市内に事業のために用いることのできる償却資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の所有状況について申告していただく必要があります。

つきましては、この「手引き」を参考に、資産の所在する区ごとに作成の上、期限までに提出をお願いします。

○償却資産とは

法人や個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産業などを営まれている方）が、その事業のために用いている土地・家屋以外の構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬機、工具・器具・備品などをいいます。

○申告期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）

○申告方法

「郵送」または「^{エルタックス}eLTAX」

での提出にご協力をお願いします。

《郵送》

〒 860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市役所 固定資産税課 償却資産班

^{エルタックス}《eLTAX》

インターネットを利用した電子申告（eLTAX（エルタックス））を利用することもできます。ご利用に際しましては、6 ページをご覧ください。

●申告書の控え（受付印を押印したもの）をご希望の方は、**切手を貼った返信用封筒と控用の償却資産申告書・種類別明細書を必ず同封**してください。

なお、同封されていない場合は控えを返送しませんので、ご了承ください。

●私製様式をご利用される方は、所有者コード・資産の所在する区を明記し、**本市から送付した申告書を必ず添付**してください。

※郵送等ができない場合、窓口での対応も可能です。

熊本市役所 固定資産税課（本庁舎 2 階）へ提出してください。

受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）。

☆内容に関する問合せ先

熊本市役所 固定資産税課 償却資産班（本庁舎 2 階） TEL：096-328-2195

償却資産申告書へ個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入をお願いします。

1、個人番号について

個人事業者の方は、申告書内、「3、個人番号又は法人番号」の欄に、12桁の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

(確認方法)

受付の際に番号法(第16条)に基づく個人番号(マイナンバー)の確認、及び申告者の本人確認を実施します。

本人申告の場合

①個人番号(マイナンバー)確認方法	②本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証(国保、介護保険証等) 4 プレ印字された申告書(熊本市が送付した償却資産申告書)

※郵送による申告の場合は、①と②の書類のコピーを同封してください。

代理人申告の場合

①代理権の確認方法	② <u>代理人</u> の本人確認方法
次のうちいずれか一つの書類を添付 1 委任状 2 税務代理権限証書	<u>代理人が個人の場合</u> 1 個人番号カード 2 運転免許証、パスポート等 3 公的医療保険の保険証(国保、介護保険証等) 4 税理士証票
<u>③本人</u> の個人番号(マイナンバー)確認方法	<u>代理人が法人の場合</u> 2点の提示で確認 1 法人確認書類 登記事項証明書 2 法人との関係を証する書類 (社員証など)
次のうちいずれか一つを提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	

※郵送による代理申告の場合は、①は原本、②と③はコピーを同封してください。

※^{エルタックス}eLTAX（電子申告）の場合は、電子証明書等により本人確認をするため本人確認資料の添付は不要です。

2、法人番号について

法人事業者が申告する場合は、申告書内、「3、個人番号又は法人番号」の欄に、**13桁の法人番号**を記入してください。なお、法人番号指定通知書や本人確認資料等の添付は不要です。

※なお、個人番号(マイナンバー)・法人番号の記入のない申告書についても有効なものとして、これまでと同様に申告受付いたします。

《 目 次 》

I 償却資産とは	
1 償却資産の種類と具体例	1
2 業種別の主な償却資産	1
3 建物附属設備における家屋との区分	2
II 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	3
2 申告の対象となる資産	3
3 申告の対象とならない資産	4
4 申告に際しての注意事項	4
III 税額等の算出方法について	
1 課税標準額の算出方法	5
2 税率	5
3 免税点	6
4 納税通知書の発送	6
IV 電算処理により申告される方へ	
1 提出書類	6
2 電算申告の要件	6
3 その他の注意事項	6
V 電子申告について	6
VI 非課税・課税標準の特例等	
1 課税標準の特例等が適用される資産	7
2 非課税となる償却資産	7
3 減免が適用される償却資産	7
VII 国税と地方税(固定資産税)の比較	8
VIII 調査等について	
1 実地調査	8
2 所得税又は法人税に関する書類(確定申告書類)の閲覧	8
3 過年度への遡及について	8
4 申告されなかった方、又は虚偽の申告をされた方	8
IX 償却資産申告書・種類別明細書の記入例	
1 償却資産申告書	9～10
2 種類別明細書	11～12

I 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（法人税や所得税が課されない者が所有する資産も含まれます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

1 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類			具 体 例
1	構 築 物	構 築 物	駐車場等の舗装（砂利路面を含む）、緑化施設、門、フェンス、外構、擁壁、多段式駐車装置、自走式プレハブ駐車場（1層2段のみ）、橋、調整池、屋外広告塔
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備、厨房設備等の建物に附属する設備のうち償却資産として扱うもの（P2 参照） 家屋の所有者と異なるもの（テナント）が店舗等に取り付けた内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備
2	機 械 ・ 装 置	機 械 ・ 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械（ブルドーザー、油圧ショベル、タワークレーン等）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備
3	船	船	漁船、作業船、一般船舶、モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船
4	航 空 機	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー（主たる定置場所が熊本市内にあるもの。）
5	車 両 ・ 運 搬 具	車 両 ・ 運 搬 具	大型特殊自動車（P3 参照）、その他運搬車
6	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	机、椅子、応接セット、エアコン、ファックス、パソコン、ロッカー、金庫、コピー機、陳列ケース、看板、各種工具、防犯カメラなど

2 業種別の主な償却資産

業 種	課 税 対 象 と な る ま い な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	倉庫（基礎なし）、舗装路面、庭園、門、塀、外構、フェンス、太陽光発電設備、ネオンサイン、簡易間仕切り、緑化設備、駐車場設備、受変電設備、中央監視制御装置、屋外広告塔、外灯、LAN 設備、応接セット、看板、ロッカー、キャビネット、コピー機、テレビ、エアコン、金庫、事務机、椅子、ファックス、パソコン、レジスターなど
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ、音響機器、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、日よけなど
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、赤外線灯、看板、サインポール、ポールボーラーなど
公 衆 浴 場	井戸、ボイラー、動力ポンプ、モーター、ロッカー、受変電設備、サウナ、露天風呂施設など
医 療 ・ 薬 局 業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診断用ユニット、投影器、光学検査機器、顕微鏡、冷蔵庫、洗濯設備など
小 売 業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、冷蔵庫（室）、冷凍機、自動販売機、看板など
製 造 業	舗装設備、製造ライン装置一式、受変電設備、動力配電設備（屋内照明用除く）、リフトなど
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャノピー（事務所と接していないもの）、油水分離装置など
土 木 建 設 業	ラフタークレーン等大型特殊自動車（P3 参照）、油圧ショベル等建設機械、レベル、トランシット、エアマン、発電機、溶接機等の機械装置及び器具など
駐 車 場 業	柵、屋外照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）駐車場料金自動計算装置
不 動 産 貸 付 業	屋外の給排水設備等、ルームエアコン、駐車場の舗装、外構一式、自転車置き場など
農 業 ・ 畜 産 業	ビニールハウス、選別機、脱穀機、消毒機、洗浄機、かくはん機、コンベアー、井戸、動力噴霧器、乾燥機、堆肥舎、管理機、水槽、サイロ、給餌機、搾乳設備、ホイルローダーなど
漁 業	漁船、船外機、巻上機、漁網、いけす、海苔すき機、海苔乾燥機、レーダー、無線機など

3 建物附属設備における家屋との区分

建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することとなっており、主な区分は次のとおりです。

ただし、賃貸ビル、店舗などを借りて事業をされている方（テナント）が内装・造作、電気・ガスその他の設備を施工している場合、下表の「家屋」の区分に記載された設備等であっても賃借人（テナント）の償却資産として申告してください。（地方税法第 343 条第 10 項及び熊本市税条例第 36 条第 8 項）

※テナントで施工した場合に対象となる代表的な設備
内・外装設備、店舗造作全般、電気・ガス等設備、屋内・外給排水設備、天井埋め込み型エアコン、自動扉、シャッター、エアー配管等設備など
(アスファルト舗装などの外構や看板等については、自己所有の場合は所有者の方、テナントが施工した場合は賃借人(テナント)が申告してください)

区分	項 目	償却資産（申告要）	家 屋（申告不要）
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式	
	電 力 引 込 設 備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器等）	左記以外の設備
	電 灯 照 明 設 備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電 話 設 備	電話機、交換機等の装置	配線、配管
	拡 声 機 器	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
衛生設備	給 排 水 設 備	屋外給排水設備 独立した給水塔 屋外排水管	屋内給水設備（配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、受水槽等） 屋内排水設備（配管、バルブ、ポンプ等）
	ガ ス 設 備	メーターから外側の配管	配管、バルブ、ガスカラン
空調設備		ルームエアコン（壁掛け、床置き型）	家屋と一体の設備一式（天井埋め込み型）
防災設備	火 災 報 知 設 備	屋外の設備（配線を含む）	屋内の設備
	消 火 設 備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ等	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、炭酸ガス消火設備、泡消火設備
厨房設備		事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）	キッチンユニット
洗濯設備		事業用の設備一式（クリーニング業、旅館、ホテル、病院等）	
特殊設備		機械式駐車設備、夜間金庫、LAN 設備、POS システム	金庫扉（扉、格子戸、化粧板）、風除けスクリーン、造り付け家具（カウンター、固定椅子等）
その他		簡易間仕切、避難器具、集合郵便受、文字看板、袖看板、広告塔	

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、熊本市内に償却資産を所有されている方

2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる(1)～(10)のいずれかに該当するもの

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 償却済みの資産(事業用に使用している場合は申告が必要です。)
- (3) 簿外資産
- (4) 遊休資産・未稼働資産
- (5) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産
- (7) 福利厚生のに供する資産
- (8) 賃借人(テナント)等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産
- (9) 少額償却資産等(別表1)
- (10) 大型特殊自動車(別表2)

別表1 (取得金額)

☐ : 申告の対象となる部分 ☐ : 申告の対象とならない部分

個別に減価償却しているもの(取得価額10万円未満のもの含む)等		
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例(※) (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)	
20万円未満		
10万円未満		
	リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2第1項、 所得税法第67条の2第1項)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条 第1項)
		一時に損金算入(10万円未満) (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)

(※) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、**固定資産税については申告の対象**となります。**耐用年数の記載も必要**です。通常の減価償却をした場合の耐用年数を申告してください。

別表2 特殊自動車とは(特定の作業を行うことを主の目的とする、特殊な形状構造の自動車)

償却資産 (申告要)	軽自動車税課税 (申告不要)						
大型特殊自動車	小型特殊自動車						
① 次に掲げる自動車で、③の小型特殊自動車以外のもの。 (代表的な大型特殊自動車例) フォークリフト、ホイールクレーン、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ ② ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	③ 小型特殊自動車 大きさが下の基準に該当するもののうち、最高速度が15キロメートル毎時以下のもの。 <table border="1"> <tr> <td>長さ</td><td>4.70メートル以下</td></tr> <tr> <td>幅</td><td>1.70メートル以下</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>2.80メートル以下</td></tr> </table>	長さ	4.70メートル以下	幅	1.70メートル以下	高さ	2.80メートル以下
長さ	4.70メートル以下						
幅	1.70メートル以下						
高さ	2.80メートル以下						

※大型特殊自動車は、登録(0または9ナンバー)の有無にかかわらず償却資産に該当します。

3 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（普通自動車、軽自動車等や小型特殊自動車に該当しているトラクター、フォークリフト等）
※性能、型式、構造等が自動車用として設計されて、車輛に取り付けられたカーステレオやカーナビゲーションなども申告の必要はありません。
 - (2) 生物（鑑賞用・興行用生物は除く）
 - (3) 無形固定資産（ソフトウエア、商標権、営業権）など
 - (4) 耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）
 - (5) 繰延資産（創立費、開業費）など
 - (6) 書画骨董（複製品等、装飾目的で使用されるものは申告の対象）
 - (7) 法人税法64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンスリース資産で取得価額が20万円未満のもの
 - (8) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項に規定する取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの
 - (9) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条に規定する取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの
- ※（7）、（8）および（9）については、3ページ別表1をご参照ください。

4 申告に際しての注意事項

- (1) **免税点未満**（資産の所在する区ごとの課税標準額が150万円未満）になると判断される場合でも**申告は必要**です。
- (2) **耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも**、その価値が無くなったわけではなく、取得価額の5%が評価額の最低限度として残ります。**その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告**しなければなりません。
- (3) 所有権留保付割賦販売資産については、原則として買主の方が申告してください。
- (4) 所有権移転外ファイナンスリース契約については、税務会計上売買取引として取り扱われることとなりましたが、原則としてリース会社が申告しなければなりません。
- (5) **法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、その旨を申告**してください。
- (6) **消費税の取扱い**については、税込処理をしている場合は税込価格が、税抜処理をしている場合は税抜価格がそれぞれ取得価額となります。**税務署へ提出される減価償却明細内訳書に記載した取得価額と同一の取得価額**で申告してください。
- (7) 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、圧縮や下取金額の差引きをしていない額で申告してください。
- (8) 決算日、事業年度に関係なく**1月1日現在所有の償却資産**について申告してください。

Ⅲ 税額等の算出方法について

1 課税標準額の算出方法

令和7年1月1日現在の全資産について、資産ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき評価額を算出し、それぞれの評価額を合計したものが課税標準額（課税標準の特例を受ける資産は軽減後の額）となります。評価額の計算方法は次のとおりです。

※原則、評価額の計算は必要ありません。

前年中に取得した資産	取得価額 $\times (1 - R \times \frac{1}{2})$
前年前に取得した資産	前年度評価額 $\times (1 - R)$

※ R ……耐用年数に応じた減価率（下記の表を参照）

1 - R ……減価残存率

〈計算例〉

取得価額 1,000,000 円、取得年月 令和 5 年 3 月、耐用年数 5 年の場合

$$\text{令和 7 年度} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 - \frac{0.369}{2}) = 815,000 \text{ 円}$$

※端数処理は、小数点以下第 4 位を切り捨てます。

$$\text{令和 8 年度} = 815,000 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 514,265 \text{ 円}$$

$$\text{令和 9 年度} = 514,265 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 324,501 \text{ 円}$$

省略（令和 10 年度・令和 11 年度も上記の計算方法です。）

$$\text{令和 12 年度} = 129,203 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 81,527 \text{ 円}$$

$$\text{令和 13 年度} = 81,527 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 51,443 \text{ 円}$$

$$\text{令和 14 年度} = 51,443 \text{ 円} \times (1 - 0.369) = 32,460 \text{ 円} < 50,000 \text{ 円}$$

※令和 14 年度で算出額が取得価額の 5%（50,000 円）より小さくなりますので、

令和 15 年度以降は 50,000 円が評価額になります。

耐用年数による減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092
7	0.280	13	0.162	19	0.114	25	0.088

※耐用年数 26 年以上の減価率については、償却資産班までお問い合わせください。

2 税 率

税率は 1.4 / 100（1.4%）です。

課税標準額
(1,000 円未満切捨て)

×

$\frac{1.4}{100}$

=

税額（100 円未満切捨て）

3 免税点

資産の所在する区の課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

※ただし、免税点未満になると判断される場合にも申告が必要です。

4 納税通知書の発送

令和 7 年度の納税通知書は、区ごとに 5 月上旬（予定）に発送します。

土地や家屋を所有されておらず償却資産のみをお持ちの方で、課税標準額の合計が 150 万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書は送付しておりません。あらかじめご了承ください。

Ⅳ 電算処理により申告される方へ

私製様式での電算処理による申告（電算申告）の場合は、令和 7 年 1 月 1 日現在に所有する全資産について、評価額を算出し申告してください。

1 提出書類

(1) 償却資産申告書「提出用」及び「入力用」各 1 部

(2) 種類別明細書（全資産用）「提出用」1 部

※私製で作成される申告書には本市から送付した申告書の所有者コードを記載し、申告の際は、本市から送付した申告書を添付してください。

2 電算申告の要件

- (1) 資産は、令和 7 年 1 月 1 日（賦課期日）現在のものであること。
- (2) 「償却資産申告書」については、取得価額、評価額、課税標準額を正確に算出して、申告書の所定の欄に記載すること。（算出方法は P5 参照）。
- (3) 「種類別明細書」については、増加資産や減少資産だけでなく、全資産を記載して提出すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格の A 4 横サイズであること。
- (5) リース会社の申告については、「賃借人名（使用者名）」を記載すること。

3 その他の注意事項

- (1) 減価償却済みの資産は、取得価額の 5% の額を評価額として申告してください。
- (2) 住所、法人名、代表者名等の変更又は法人合併をされた場合は、別紙に記入して添付してください。
- (3) 償却資産申告書の送付先が、申告書に記載された住所と異なるときは、送付先の住所を別紙に記入し添付してください。また、納税通知書の送付先が償却資産申告書の住所と異なる時も別紙に記入し添付してください。

V 電子申告について

「eLTAX（エルタックス）」（地方税ポータルシステム）を通じて、インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告の詳細な内容につきましては、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

具体的な操作方法については、地方税共同機構 eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください。

- 電話 0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

Ⅵ 非課税・課税標準の特例等

1 課税標準の特例等が適用される資産（抜粋）

(1) 地方税法第 349 条の 3、同法第 349 条の 3 の 4、同法附則第 15 条の規定により一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例の適用を受ける資産	取得時期	適用期間	特例率
外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（漁船等）	—	制限なし	1/2
企業主導型保育事業（利用定員が 6 人以上であるものに限る。）の運営費にかかる補助を受けた者（最初に補助を受けた日が令和 5 年 4 月 1 日以降の場合は当該施設について最初補助を受けた者に限る。）が当該事業のように供する償却資産 《必要なもの》 認可外保育施設設置届書一式の写し・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し ※適用期間：補助開始対象期間において最初に補助を受けた日の属する年の翌年から 5 年間	平成 29 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日 ※補助開始対象期間	5 年間 (※)	1/3
(賃上げ表明なし) 中小企業者等が、本市の先端設備等導入計画の認定を受け、取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備 《必要なもの》 認定を受けた申請書の写し・計画書の写し・認定書の写し	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	3 年間	1/2
(賃上げ表明あり) 中小企業者等が、本市の先端設備等導入計画の認定を受け、取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備 《必要なもの》 認定を受けた申請書の写し・計画書の写し・認定書の写し ※リース会社が申告する場合は、上記の書類に加えて、リース契約見積書と軽減額計算書が必要になります。 ※認定申請については熊本市経済政策課(096-328-2950)へお問い合わせください。	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	5 年間	1/3
	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	4 年間	1/3

(2) 短縮耐用年数、増加償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長に、提出した届出又は承認申請の写しを申告書に添付してください。

2 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」に必要事項を記入の上、**非課税内容に係る資料とともに提出してください。**ただし、**非課税該当の償却資産でも台帳に登録しますので申告をお願いいたします。**

3 減免が適用される償却資産について

地方税法第 367 条の規定に基づき、熊本市税条例第 50 条第 1 項、同条例施行規則第 6 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、**所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が減免**されます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入の上、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

※特例、非課税、減免等の詳細については、償却資産班までお問い合わせください。

Ⅶ 国税と地方税（固定資産税）の比較

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告していただく「償却資産（固定資産税）」では、下記のとおり取扱いが異なります。

項 目	国 税 の 取 扱 い (法人税法・所得税法)	地方税の取扱い 償却資産（固定資産税）
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制度	固定資産税定率法（旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。（圧縮前の取得価額で申告）
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増 加 償 却	認められます。	認められます。
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改 良 費 (資本的支出)	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）

Ⅷ 調査等について

1 実地調査

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行う場合があります。これは、資産の状況を実際に確認し、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうか確認するためのものです。調査の際には、固定資産台帳、その他資料を準備していただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

2 所得税又は法人税に関する書類（確定申告書類）の閲覧

上記1の「実地調査」のほか、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、申告内容等についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

3 過年度への遡及について

調査により判明した申告漏れや未申告等の償却資産につきましては、**現年度だけではなく資産を取得した年の翌年度まで遡及することになります。**ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、**最大5年を限度**とします。なお過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期とは異なり、**納期は1回**となりますので、ご注意ください。

4 申告されなかった方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、**虚偽の申告をされた場合には、**地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

Ⅸ 償却資産申告書・種類別明細書の記入例

1 償却資産申告書

※資産の所在する区ごとの申告となります

〔最後にご確認ください〕

事業種目・屋号(店名)、市内
担当税理士の連絡先などの

令和 年 月 日

熊本市長 (宛)

**令和7年度
償却資産申告書(償却)**

熊本市中央区

受付

(ふりがな) 1 住所
[又は納税通知書送達先]

(ふりがな) 2 氏名
[法人にあってはその名称及び代表者の氏名]

〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号
(☎ 096 - 328 - 2195)

くまもとしかぶしがいいしゃ
熊本市株式会社
代表取締役 熊本 太郎
(屋号)

住所、氏名及び電話番号を記入してください。
(ビル等の場合部屋番号、方書きまで)
※押印は不要です。

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(初めて申告される方のみ)

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。(初めて申告される方は記入しないでください。)

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(二) 計(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

※前年前とは、令和6年1月1日以前
前年中とは、令和6年1月2日から令和7年1月1日まで

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)			前年中に減少したもの(ロ)			前年中に取得したもの(ハ)			計
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	
1 構 築 物		2200	0000					7350	0000	
2 機 械 及 び 装 置		57120	0000		5200	0000		7000	0000	
3 船 舶										
4 航 空 機										
5 車両及び運搬具		14500	0000		3000	0000				
6 工具、器具及び備品		750	0000		250	0000		200	0000	
7 合 計		74570	0000		8450	0000		79350	0000	

資産の種類	評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ヘ)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構 築 物						
2 機 械 及 び 装 置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合 計						

電算申告の方のみ

(注) 1 ※印欄は自社電算処理による申告の方のみ記入してください。 2 最新の減価償却資産内訳・明細書(写)を

事業所、営業所、店舗、工場等、リース(借用)資産の有無、申告担当者の連絡先、各欄は、大切な確認事項ですので、記入もれがないようご確認ください。

課税区		所有者コード		申告区分	
01		00012345678		一般申告	
個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認		有・無	
事業種目 資本金等の額		9 増加償却の届出		有・無	
事業開始 年月		10 非課税該当資産		有・無	
この申告に回答する 者の係及び氏名		11 課税標準の特例		有・無	
税理士等の氏名		12 特別償却又は圧縮記帳		有・無	
13 税務会計上の償却方法		14 青色申告		有・無	
15 市区町村内における事業所等の資産の所在地及び所有区分		16 借用資産		17 事業所用家屋の所有区分	
18 備考(添付書類等)		19 貸主の名称等		20 自己所有・借家	
21 課税標準額(ト)		22 特記事項		23 記入する必要はありません。	

資産の所在する区を表示しています。

・所有する資産が一つの区で、表示の区と異なる場合、**線で消し、正しい区を記入して**下さい。

・所有する資産が複数区で、表示の区と異なる場合や、**異なる区、新たに資産の所在する区**がある場合は、**区ごとに**申告書を作成して下さい。

個人の方は12桁の個人番号、法人の方は13桁の法人番号を記載してください。

それぞれ該当する方を○で囲んでください。(不明な場合は記入不要です。)

この申告について回答される方の所属、氏名及び電話番号並びに、経理を委託している税理士の方等の氏名及び電話番号を記入してください。

複数の事業所がある場合は、**各所在地をすべて記入し**、自己所有または借家のいずれかを○で囲んでください。3箇所以上ある場合は、別紙を作成して記入のうえ、添付してください。

申告者名と家屋の所有者名義が同一でなければ自己所有とはなりません。
(例)法人の場合、代表者名義の家屋は自己所有となりません。法人名義の家屋のみ自己所有となります。

リース(借用)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
※有りの場合には貸主の名称等を記入してください。

15 で全ての所在地が自己所有か借家の場合に記入してください。

該当するものに、☒をつけてください。
資産に増減がない場合→☒資産に変更なし
資産に増減がある場合→☒資産に変更あり
該当資産がない場合→☒申告資産なし

廃業・合併・法人成などの場合は、該当するものに○印をつけその年月日等を記入してください。

特記することがあれば、備考欄にご記入ください。

例①令和6年10月2日〇〇会社を吸収合併した。
例②令和6年11月2日に商号変更した。
(旧)〇△株式会社 (新)××株式会社
例③令和6年6月1日事業を廃業した。

種類別明細書の記入例

2 種類別明細書

※資産の所在する区ごとの申告となります

- ① 令和7年1月1日現在、市内に所有する償却資産を、区ごとに記入し作成してください。
- ② 資産の増加、減少がない場合でも、この種類別明細書は提出してください。

申告書右上の所有者コード番号及び申告年度7を記入してください。

数字で記入してください。

- ・構築物……………1
(建物付属設備を含む)
- ・機械装置……………2
- ・船舶……………3
- ・航空機……………4
- ・車輛及、運搬具……………5
- ・工具、器具、備品……………6

所有されている資産の区の数字を記入してください。

違う区に資産を移動された場合は移動先の区を記入してください。

- 中央区……………01
- 東区……………02
- 西区……………03
- 南区……………04
- 北区……………05

取得年月は、資産を取得した年号及び年月を記入してください。

- 年号 昭和……………3
- 平成……………4
- 令和……………5

それぞれの償却資産の取得価額を記入してください。

※取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額

(当該償却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他、該当償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。なお、圧縮記帳、下取り金額を差し引いた額は認められません。

※個人事業者の場合、事業用資産は、事業割合に関係なく全額を記入してください。

所有者コード		7 年度		種類別明細書			
00012345678							
処理区分	行番号	所在区	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取 年 号
	01	01	1		舗装路面 (アスファルト)	1	4
	02	01	1		屋外広告塔	1	4
	03	01	2		油圧ショベル	1	4
記入する必要はありません。	04	01	2	記入する必要はありません。	排水処理場機械一式	1	4
	05	02	2		油圧ショベル	1	4
	06	01	5		ラフタークレーン	1	4
	07	01	5		ロードローラー	1	4
	08	01	6		パソコン	1	4
	09	01	5		フォークリフト 大型特殊	1	4
	10	01	6		パソコン	1	5
	11						
	12	01	6		エアコン	1	5
	13	01	2		太陽光発電	1	5
	14	01	1		フェンス	1	5
	15	01	1		倉庫 (基礎なし)	1	5
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
所在区コード 01:中央区、02:東区、03:西区、04:南区、05:北区						12	10

税務署へ提出される「減価償却資産内訳・明細書」に記載された資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数と相違がないかをご確認ください。

第二十六号様式関係の別表（提出用）

印字が無い場合は、資産の
所在する区を記入してくだ
ださい。

資産を異なる区へ移動された場合、**摘要欄に移動先の区を記入**してください。

大型特殊自動車の登録番号を
記入してください。

太陽光発電などを取得された場合は、発電出力数・設備所在地を記入してください。

增資產

新品取得……………1
中古品取得……………2
移動による受け入れ…3
その他……………4

減資産

売却・・・・・・・・・・・・・1
滅失・・・・・・・・・・・・・2
移動・・・・・・・・・・・・・3
その他・・・・・・・・・・・・・4

取得日が1月1日の場合は摘要欄に記入してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

中古資産について、**見積耐用年数**による場合は、その旨を摘要欄に記入してください。また、**短縮耐用年数**による場合はその耐用年数を記入してください。

租税特別措置法により、中小企業特例を適用して損金算入した資産も償却資産の申告の対象となりますので**通常の減価償却をした場合の耐用年数**を記入してください。

ページごとに数量の合計及び取得価額の合計額を記入してください。

<提出書類について>

申告の区分	償却資産申告書 (2枚複写)	種類別明細書 (3枚複写)	注 意 点
資産に変更あり	○ 1枚目提出	○ 1・2枚目提出	資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて、必ず申告してください。 ※直近の「減価償却資産内訳・明細書(写)」の添付にご協力をお願いいたします。
資産に変更なし	○ 1枚目提出	○ 1・2枚目提出	
申告資産なし	○ 1枚目提出	×	『申告内容等』欄①の「申告資産なし」に 印をしてください。
廃業・合併・ 転出・法人成等	○ 1枚目提出	×	『申告内容等』欄の②または③及び備考欄 に状況等を記入してください。

※資産がない場合や資産に変更がない場合でも必ず申告書の提出をお願いします

※申告書・明細書の記入例については、手引きの9～12ページをご覧ください。

※白紙の明細書が必要な場合は、必要に応じて熊本市ホームページからダウンロードをお願いします。

<問合せ先>

熊本市役所 固定資産税課 償却資産班(本庁舎2階)
TEL : 096-328-2195

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、熊本市ホームページからダウンロードいただけます。また、書類での様式が必要な場合は、償却資産班までご連絡ください。

☆熊本市ホームページ・・・ <http://www.city.kumamoto.jp/>

熊本市 償却資産

検 索